

新潟県自家用有償旅客運送の登録申請等に関する要綱

(趣旨)

第1条 新潟県における自家用有償旅客運送の登録申請等に関しては、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）、道路運送法施行令（昭和26年6月30日政令第250号）及び道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(自家用有償旅客運送の登録に関する処理方針)

第2条 自家用有償旅客運送の登録に関する処理方針については、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日国自旅第141号）、公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日国自旅第142号）、福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日国自旅第143号）及び自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について（平成29年12月7日国自旅第215号の2）によるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から施行する。